

岩手県監査委員告示第6号

包括外部監査結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第15号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 外部監査の種類

令和3年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

自然環境に係る財務事務の執行について

3 監査委員告示

令和4年3月4日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

令和3年度包括外部監査の結果に係る措置状況について 令和4年12月12日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア 県と協議会との契約関係

負担金は法令又は契約等によって地方公共団体が負担するものであるが、今回の監査対象となった三陸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金に法令上の根拠がない。以下の点を考慮すると、県と協議会の間で契約書締結がないまま負担金を支出するのは不適切と考える。

（ア）協議会は、国や地方公共団体以外の構成員が存在するため、契約書の作成を省略できる場合として会計規則に定める「官公署との契約」に該当するか疑問であること。

（イ）県が負担する事業リスクの範囲が明らかでないこと。

イ 支配法人との取引開示

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）の財務諸表上、県からの損失補償契約（令和2年度末136,800千円）に係る注記が未開示である。「総資産の1%超」（「公益法人会計基準」の運用指針6(2)①イ）の重要性の基準を超えているため、会計基準に基づく注記開示が漏れている。

（2）措置内容

ア 県と協議会との契約関係

監査人からの指摘を踏まえ、令和4年度の負担金支出に当たっては、県と協議会の間で負担契約書を締結した。

イ 支配法人との取引開示

事業団に対し、今後指摘のような事案が生じた場合には、会計基準に基づく注記開示を行うよう指導した。

なお、当該損失補償契約は、元利金の償還がない場合に県が不足額の損失を補償する内容であり、令和4年1月の事業団からの償還をもって当該損失補償契約は解消されている。